

鎌倉市 消費生活相談員 募集案内

この募集は、鎌倉市消費生活センターで消費生活相談等を行う会計年度任用職員を採用するために行うものです。

1 採用予定人数等

職 種	採用予定人数	職務内容	勤務場所
消費生活相談員	4名※	消費生活相談の対応 消費生活についての啓発	鎌倉市消費生活センター (市役所 本庁舎内)

※採用予定人数は現時点におけるものであり、今後欠員の状況により変更することがあります。

※職務内容の詳細については、鎌倉市消費生活相談員設置要綱によります。

受 験 資 格

消費生活相談員資格を有する人（みなし合格者を含む）

2 勤務条件

(1) 委嘱期間等

委嘱期間	勤務日数	勤務時間	報酬日額
令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	月曜から金曜日までの うち指定する3日 ※勤務の曜日等、詳細については 要相談	午前9時30分～ 午後4時30分 ※交替制による1時間の休憩 時間あり	10,500円

※上記勤務の他、研修、打合せや啓発業務の出張等により勤務日数、勤務時間及び勤務場所が異なる場合があります。

※報酬日額は、原則の6時間勤務の場合です。この他に3時間、1.5時間の勤務があり、報酬日額はそれぞれ5,250円、2,625円です。

※経験等に応じて消費生活相談員の業務を統括する統括相談員として委嘱する場合があります。その際の報酬日額は、6時間勤務の場合12,000円、3時間勤務6,000円、1.5時間勤務3,000円です。

※勤務日数の上限は、1月につき16日以内で、勤務時間数は1月につき84時間以内です。

※賞与、交通費は別途支給します。

(2) 休暇

鎌倉市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関する規則に基づき年次休暇、療養休暇、忌引休暇等を付与します。

(3) その他

健康保険、厚生年金及び雇用保険の適用はありません。公務災害補償の適用があります。

3 申込方法

(1) 提出書類

①申込書（最近6ヵ月以内に撮影、上半身・脱帽・正面向き縦4cm・横3cmの写真（裏面に氏名を記入したもの）を貼付）

②受験資格を有することを証明するものの写し

③小論文 テーマ「最近の消費生活問題について思うこと」

A4用紙 片面 横書き 文字サイズ12ポイント、1行文字数35字 1,000字以下

(2) 応募期間：令和6年12月4日（水）から12月25日（水）必着

(3) 提出方法：持参または郵送（特定記録郵便で送付してください。）

（特定記録郵便以外の事故については一切責任を負いかねます。）

（持参の場合、受付時間内（午前8:30～12:00、13:00～17:00 土日を除く）に
地域共生課 消費生活担当 本庁舎1階44番窓口へお越しください。）

(4) あて先：〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

鎌倉市 共生共創部 地域共生課 消費生活担当

4 選考方法等

採用試験の受験を申し込まれる方に対して、二段階による選考を行います。

(1) 第一次選考（書類審査）

小論文による選考を行います。

(2) 第二次選考（個人面接）

第一次選考合格者に対し、個人面接による選考を行います。

日時、会場等の詳細は、第一次選考後にお知らせします。

5 合否の発表

随時、応募者全員に選考結果を郵送で通知します。

※電話による問い合わせには応じていません。

6 採用

合格者は、令和7年度消費生活相談員採用候補者リストに成績順に登載され、成績の上位者と勤務日の調整を行い、採用を決定します。なお、令和6年度消費生活相談員採用候補者リストの有効期限は、令和7年3月31日です。

7 その他

(1) 応募の際に提出された書類はお返しいたしません。

(2) 提出書類に記載されている個人情報とは当該採用試験以外の目的に使用することはありません。

(3) 募集に関する問い合わせ

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

鎌倉市 共生共創部 地域共生課 消費生活担当

Tel 0467-23-3000 内線2358